

2020 年度第 3 回広報委員会議事録

訪販化粧品工業協会

1 日 時 2020 年 10 月 23 日（金） 14:00～16:00

2 場 所 Zoom による WEB 会議

3 出席者 委員長ほか委員 7 名
オブザーバー 実行委員会副委員長 1 名
事務局 2 名（東京本部）、1 名（関西支部）

4 議事要旨

(1) 委員交代等について

冒頭、委員長から開会の挨拶が行われた後、本年度になって交代があった 4 氏の紹介がなされた。

次いで、事務局より交代によって空席となった副委員長の互選を求めたが自薦がなかったため、事務局より推薦したところ、全会一致で選任された。

(2) 『信頼される訪問販売員』教材・問題集の改定について

これまでに修正してきた教材（案）について、各委員からその後に提出された意見に関しそれぞれ説明が行われ、討議の結果、次のとおりに修正することとされた。

なお、問題集についても教材にあわせて同時期に修正することとし、実行委員会に報告したうえで、理事に対しメール（書面）によって了解を得ることとされた。

◎教材関係

○表紙の色校

淡い青色とされた。

○はじめに

- ・ 12 行目 「・・・、2013 年 4 月から「JDSA 教育登録制度」を実施・・・」に修正。

- ・20行目 「2013年4月」(日付)を削除。

○7P

- ・17行目 「**消印**を押してください。」に修正。

○8P

- ・「契約書面の作成例」の表中
「商標又は製造社名」の欄は同じ会社名の「○×化粧品㈱」とする。
「単価」はポイントを揃えるとともに、化粧水の単価を「6,000円」等に修正し事務局において表中を整理する。

○13P

- ・12行目 特商法施行規則の改正に沿って修正する。
「(5) 高齢者や**若年者等**の判断力不足に・・・」に修正。

○29P

- ・18行目 「化粧品訪問販売の倫理要綱」についても特商法施行規則の改正に沿って、修正する。
「(4)・・・高齢者や**若年者等**の判断力不足に・・・」に修正。
- ・最終行 倫理要綱の改正は総会での決議を要することから、来年度の定時総会で議決し、改正年月日を記載する。

◎問題集関係

委員より意見が提出されなお検討することとされた。

◎その他

教材・問題集が改訂された場合、『化粧品訪問販売員教育登録制度 実施の手続について』の冊子も改訂を要する。

(3) 事務局からの報告事項について

- ・委員長からの指示により WEB 会議により開催に至ったこと。
- ・前回、審議の訪粧協通信No.109は8月に発行し、会員に送付したこと。
- ・ホームページの更新を適時進めているほか、9月から会員宛てに月1回を目途にメールにて情報配信を始めたこと。

(4) 次回の広報委員会について

12月中を目途に次回の委員会を WEB 会議にて開催することし、事務局において日程調整を行うこととされた。

以 上